

東京都緑化白書 平成 28 年度 東京都区市町 緑化動向調査編 正誤表

訂正箇所	誤	正
P8 10 行目	32,624 本で	32,617 本で
P8 11 行目	15 本、計 250 本増加した。	8 本、計 243 本増加した。
P10 表 2 指定樹木の本数と指定基準について	正しいものは別記①	
P17 表 5 あきるの市 重点施策有無	なし	あり
P19 グラフ 14 「樹木管理費の割合」団体数分布	正しいものは別記②	
P19 23 行目	○樹木管理費用は、維持管理費の 15～40%とバラツキがある。	削除
P20 1～4 行目	都 3 局合計は 46.6 億円で維持管理費に占める割合は 39.5%、特別区が 31.3 億円で 15.18%、市町が 14.5 億円で 25.66%となっている。今回は・・・明確なことは言えない (未回答 3 市 3 町)	都 3 局合計は都建設局が未回答であるため、都の実勢は不明。特別区が 36.8 億円で 17.82%、市町が 9.66 億円で 17.09%となっている。(未回答 3 市 3 町)
P27 表 9 平成 26 年度の一般会計に占める公園緑化決算の割合	正しいものは別記③	
P30 表 11 (項目欄) 植栽帯面積 年度	H28 H27 H26	H26 H25 H24
P30 表 11 街路樹と植栽帯の維持管理に関わる費用 H26 決算	目黒区 54,458 特別区 3,135,374 合計 9,392,513	目黒区 54,509 特別区 3,135,425 合計 9,392,564
P32 表 12 公園維持管理・整備に関する平成 26 年度決算の概要	正しいものは別記④	

別記①

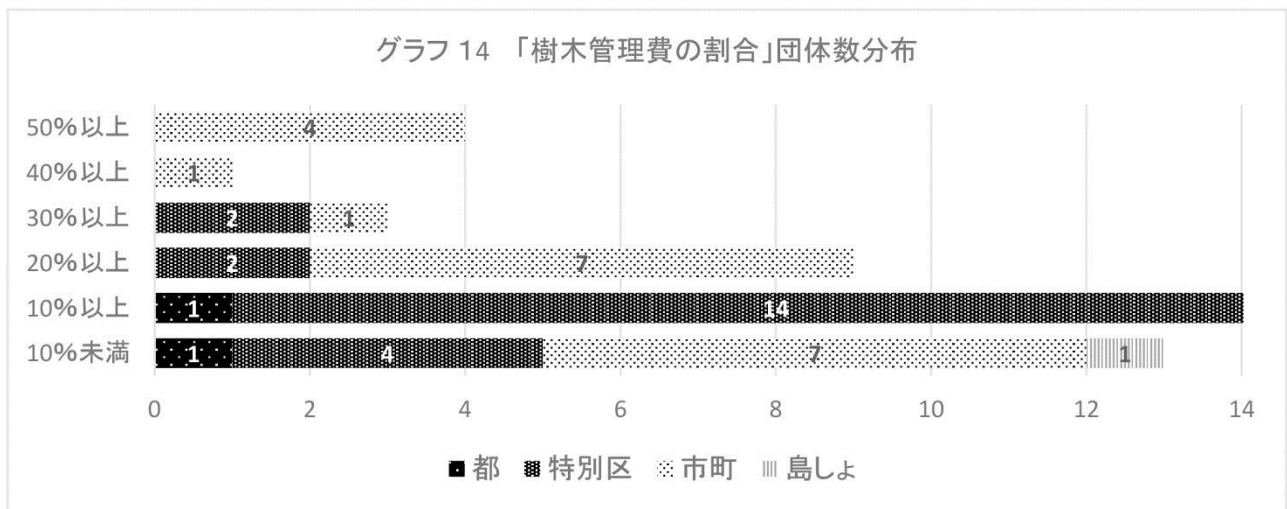
表2 指定樹木の本数と指定基準について P10（太枠は訂正した部分）

東京の緑化動向

団体	H28	H27	H26	指定基準
武蔵野市	2,234	2,172	2,147	(1) 樹木については、次のいずれかに該当し、健全で、かつ、樹容が美観上すぐれていること ● 1.5 mの高さにおける幹の周囲1.3 m以上 ● 樹高10 m以上 ● 株立ちした樹木で、高さ3 m以上 ● 攀登性樹木で、枝葉の面積30㎡以上 ● 老木・名木・希少木など、市長が特に保護することが必要であると認めた樹木 (2) 樹木の集団については、その集団に属する樹木が健全で、かつ、その集団の樹容が美観上すぐれていて、その集団の面積が300㎡以上であること (3) 生垣については、次のイ及びロに該当し、健全で、かつ、樹容が美観上すぐれていること ● 幅員4 m以上の道路に接した生垣で、延長5 m以上あり、おおむね高さ0.6 m以上 ● 新設して3年以上経過していること
三鷹市	727	712	655	高さがおおむね15 m以上の樹木又は1.5 mの高さにおける幹の周囲がおおむね1.5 m以上の樹木
青梅市	—	0	0	—
府中市	2,113	2,127	2,111	次のいずれかに該当し、健全で且つ樹容が美観上特にすぐれていること ● 地上から1.2 mの高さにおける幹の周囲が1 m以上あること ● 高さが10 m以上であること ● 株立ちした樹木で、高さが3 m以上あるもの ● 希少価値があり、且つ珍重性に富むもの
昭島市	122	122	122	地上高1.5 mの幹回りが1.5 m以上。樹高10 m以上
調布市	4,815	4,855	4,902	下記のいずれかに該当すること ● 幹回りが1 m以上あり、樹形が優れているもの ● 高さが10 m以上あり、樹形が優れているもの ● 株立ちした樹木で、高さが3 m以上あり、樹形が優れているもの ● はん登性の樹木で、枝葉の面積が20㎡以上あるもの
町田市	55	58	58	① 幹の周囲が1.2 m以上 ② 高さ15 m以上 ③ 株立ち 高さ3 m以上 ④ つる性枝葉の面積30㎡以上 ⑤ 希少価値があり、珍重性に富む ⑥ 町田市名木百選に選定されている（生在している） ⑦ 古木で歴史的に由緒あるもの
小金井市	748	774	789	地上1.5 mの高さにおける幹周が1.5 m以上であること。または、高さが10 m以上あること。
小平市	1,231	1,230	1,221	幹の太さが地上から1.5 mの位置で、周囲1.5 m以上であり、高さが15 m程度以上
日野市	128	128	132	日野市緑の保護育成に関する要綱及び日野市みどりの保護育成に関する補助金要綱による。（樹木の高さ15 m以上で、1.5 mの高さにおける幹の周囲が1.5 m以上又は市長が貴重植物と認める樹木）
東村山市	481	483	483	(1) 保存樹木 次のいずれにも該当すること ● 地上1 mの高さにおける幹の周囲が1.5 m以上であること ● 高さが10 m以上であること ● 樹木が健全で、かつ、樹容が美観上優れていること ● 管理が適正に行われていること (2) 特別保存樹木 前号ア及びイのいずれにも該当せず、かつ、次のいずれかに該当すること ● 歴史上、風土上及び景観上の配慮から保存が必要とされている樹木であって、前号ウ及びエのいずれにも該当するものであること ● 防風林又は屋敷林として列植されている樹木であって、前号ウ及びエのいずれにも該当するものであること
国分寺市	325	342	341	● 1.5 mの高さにおける幹の周囲が1.5 m以上であること ● 高さが15 m以上であること ● はん登性樹木で枝葉の面積が30㎡以上あること
国立市	未回答	—	—	—
福生市	175	177	185	樹高が10 m以上あり、かつ地上高1.5 mの幹周が1 m以上ある樹木
狛江市	473	456	468	(1) 樹木については、次のいずれかに該当し、健全で、かつ、樹容が美観上優れていること ● 1.5 mの高さにおける幹の周囲が1 m以上であること ● 高さが10 m以上であること ● 株立ちした樹木で、枝葉の面積が20㎡以上であること (2) 樹林については、次のいずれかに該当し、健全で、かつ、樹容が美観上優れていること ● 当該地域の面積が330㎡以上であること ● 生け垣をなす樹木の集団で、その長さが15 m以上であること
東大和市	151	151	151	高さ10 m以上 幹の直径が50 cm 周囲の住環境を損なわない状態であり、美観上すぐれている
清瀬市	53	54	54	樹形が優れており、次の各号のいずれかに該当するもの（清瀬市みどりの環境をつくる条例施行規則 第5条） ● 地盤面より1.5 mの高さにおける幹の周囲が1.5 m以上であること ● 樹高がおおむね15 m以上であること ● 古木、名木、稀少木、その他市長が特に保護することが必要と認める樹木
東久留米市	667	643	598	● 樹木の高さ：10 m以上 ● 幹回りの直径：50 cm以上
武蔵村山市	107	111	104	高さが概ね10 m以上で、地上から1.5 mの高さにおける幹の周囲がおおむね1.5 m以上であること 周囲の住環境を損なわない状態にあり、かつ、美観上優れていること
多摩市	127	112	115	保存樹木については次のいずれかに該当し、健全で、かつ、樹容が美観上特に優れているもの ● 1.5 mの高さにおける幹の周囲が、1.2 m以上であるもの ● 高さが12 m以上であるもの ● 株立ちした樹木で、高さが3 m以上であるもの ● はん登性樹木で、枝葉の面積が25㎡以上であるもの
稲城市	221	228	234	(1) 樹木については、健全で美観上にもすぐれ、管理が行われているもので、かつ、樹高約10 m、 幹の直径が地上1 mの高さにおいて約0.5 m（周囲約1.5 m）あるもの又はその他樹木の特性により 稲城市自然環境保全審議会が必要であると認める樹木であるもの (2) 樹林については、個々の樹木が健全で美観上にもすぐれ、管理が行われているもの
羽村市	25	25	25	保存樹木 次の掲げるいずれかの要件を満たしている樹木とする ● 地上から1.5 mの高さにおける幹の周囲が2 m以上で、かつ、周囲の生活環境をそなわな い状態で管理されているもの ● 地上から1.5 mの高さにおける幹の周囲が1 m以上で、樹高が5 m以上であり、かつ、市内に数少ない種類で保存価値のあるもの
あきる野市	189	192	193	保存緑地（樹木）という。次のいずれかに該当し、健全で、かつ、樹木の形が美観上すぐれているもの ● 1.5 mの高さにおける、幹の周囲が1.5 m以上であるもの ● 高さが15 m以上であるもの ● 株立ちした樹木で高さが3 m以上であるもの
西東京市	1,029	1,028	1,046	● 1.5 mの高さにおける幹の周囲が1.5 m以上のもの ● 高さが15 m以上のもの ● 株 立ちした樹木で、高さが3 m以上のもの ● はん登性樹木で、枝葉の面積が30㎡以上のもの ● その他特異な樹木であって、高さが3 m以上あり、保存するに値するもの
瑞穂町	87	88	84	屋敷林：1.5 mの高さにおける幹の周囲が1.2 m以上の樹木が3本以上ある樹林集団 樹林：高さが15 m以上又は1.5 mの高さにおける幹の周囲が1.5 m以上
日の出町	76	76	76	日の出町名木一覧より
特別区	15,774	15,539	15,557	
市町	16,843	16,835	16,775	
合計	32,617	32,374	32,332	

別記②

グラフ 14 「樹木管理費の割合」団体数分布 P19



別記③

表 9 平成 26 年度の一般会計に占める公園緑化決算の割合 P27

割合(%)欄 小数点 1 位(第 2 位四捨五入)に整理

表 9 平成 26 年度の一般会計に占める公園緑化決算の割合

区市町村	割合 (%)	区市町村	割合 (%)	区市町村	割合 (%)	区市町村	割合 (%)
東京都建設局	14.5	大田区	1.4	三鷹市	—	東久留米市	0.1
東京都環境局	6.5	世田谷区	2.8	青梅市	0.5	武蔵村山市	3.3
東京都港湾局	一般会計	渋谷区	0.4	府中市	0.5	多摩市	1.4
	5.6	中野区	9.2	昭島市	0.2	稲城市	0.9
	特別会計	杉並区	1.2	調布市	2.0	羽村市	1.1
	0.7	豊島区	0.9	町田市	1.4	あきる野市	0.0
千代田区	0.4	北区	1.0	小金井市	0.6	西東京市	1.3
中央区	1.4	荒川区	1.0	小平市	0.4	瑞穂町	1.8
港区	—	板橋区	0.6	日野市	—	日の出町	0.2
新宿区	0.9	練馬区	1.8	東村山市	0.4	奥多摩町	—
文京区	0.8	足立区	1.7	国分寺市	0.6	大島支庁	—
台東区	0.6	葛飾区	1.0	国立市	—	大島町	—
墨田区	0.7	江戸川区	1.3	福生市	0.6	八丈支庁	—
江東区	0.9	八王子市	1.0	狛江市	0.6	八丈町	—
品川区	2.8	立川市	0.8	東大和市	0.5		
目黒区	0.9	武蔵野市	—	清瀬市	1.1		

別記④

表 12 公園維持管理・整備に関する平成 26 年度決算の概要 P32 (太枠は訂正した部分)

東京の緑化動向

表 12 公園等の維持管理・整備に関する平成 26 年度決算の概要

単位：千円

団体	ア維持管理費	イ整備費	ア：イ	ウ用地費	合計アイウ	工維持管理費のうち樹木管理費	樹木管理の割合工／ア(%)
東京都建設局	9,351,475	4,982,243	7:3	41,512,741	55,846,459	—	—
東京都環境局	1,099,119	1,547,079	4:6		2,646,198		
東京都港湾局	1,234,628	3,201,619	3:7		4,436,247	128,401	10.40%
千代田区	255,333	48,417	8:2	0	303,750	18,899	7.40%
中央区	472,964	205,084	7:3	0	678,048	35,532	7.51%
港区	659,183	90,245	9:1	0	749,428	78,657	11.93%
新宿区	761,852	356,022	7:3	0	1,117,874	90,037	11.82%
文京区	345,495	270,746	6:4	0	616,241	44,213	12.80%
台東区	354,000	215,329	6:4	0	569,329	43,010	12.15%
墨田区	599,997	111,490	8:2	0	711,487	104,127	17.35%
江東区	993,516	249,796	8:2	0	1,243,312	294,596	29.65%
品川区	1,004,343	2,073,698	3:7	1,550,386	4,628,427	154,170	15.35%
目黒区	555,491	180,326	8:2	0	735,817	105,188	18.94%
大田区	2,732,017	626,900	8:2	378,747	3,737,664	139,288	5.10%
世田谷区	1,934,890	635,578	8:2	4,550,740	7,121,208	745,626	38.54%
渋谷区	296,324	61,192	8:2	0	357,516	68,385	23.08%
中野区	573,519	1,272,145	3:7	9,220,473	11,066,137	104,489	18.22%
杉並区	685,463	158,068	8:2	0	843,531	126,986	18.53%
豊島区	480,779	424,053	5:5	0	904,832	56,288	11.71%
北区	869,794	84,599	9:1	0	954,393	73,092	8.40%
荒川区	—	38,798	—	319,277	358,075	44,343	—
板橋区	831,535	162,574	8:2	234,028	1,228,137	301,441	36.25%
練馬区	1,166,150	270,133	8:2	3,025,788	4,462,071	203,953	17.49%
足立区	1,797,207	1,498,416	5:5	1,693,597	4,989,220	260,334	14.49%
葛飾区	911,525	845,982	5:5	14,832	1,772,339	145,081	15.92%
江戸川区	2,377,069	234,511	9:1	1,053,266	3,664,846	444,426	18.70%
八王子市	1,190,847	476,074	7:3	406,183	2,073,104	35,692	3.00%
立川市	272,437	175,695	6:4	238,373	686,505	79,544	29.20%
武蔵野市	—	198,993	—	902,227	1,101,220	—	—
三鷹市	79,765	104,771	4:6	80,388	264,924	9,065	11.36%
青梅市	146,461	15,903	9:1	0	162,364	9,327	6.37%
府中市	346,392	68,713	8:2	93,777	508,882	177,143	51.14%
昭島市	86,983	4,531	10:0	0	91,514	14,523	16.70%
調布市	249,954	3,129	10:0	157,726	410,809	55,203	22.09%
町田市	940,971	129,068	9:1	421,733	1,491,772	56,044	5.96%
小金井市	79,694	77,345	5:5	77,345	234,384	57,634	72.32%
小平市	255,706	23,393	9:1	0	279,099	64,663	25.29%
日野市	未回答	—	—	—	—	—	—
東村山市	78,407	163,616	3:7	136,661	378,684	27,182	34.67%
国分寺市	84,164	77,050	5:5	32,586	193,800	18,683	22.20%
国立市	未回答	—	—	—	—	—	—
福生市	107,495	41,027	7:3	0	148,522	14,249	13.26%
狛江市	109,478	39,430	7:3	0	148,908	26,501	24.21%
東大和市	84,601	19,121	8:2	0	103,722	15,330	18.12%
清瀬市	69,791	5,266	9:1	184,140	259,197	2,192	3.14%
東久留米市	34,300	6,389	8:2	0	40,689	9,498	27.69%
武蔵村山市	84,072	5,504	9:1	0	89,576	5,748	6.84%
多摩市	435,243	171,878	7:3	53,216	660,337	62,182	14.29%
稲城市	299,782	22,715	9:1	0	322,497	14,485	4.83%
羽村市	242,162	6,966	10:0	0	249,128	12,828	5.30%
あきる野市	68,902	22,562	8:2	0	91,464	18,762	27.23%
西東京市	178,726	4,600	10:0	0	183,326	87,321	48.86%
瑞穂町	113,473	128,070	5:5	6,050	247,593	80,865	71.26%
日の出町	14,470	906	9:1	0	15,376	11,901	82.25%
奥多摩町	未回答	—	—	—	—	—	—
大島支庁	363,454	293,194	6:4	—	656,648	31,742	8.73%
大島町	未回答	—	—	—	—	—	—
八丈支庁	—	—	—	—	—	—	—
八丈町	未回答	—	—	—	—	—	—
都	11,685,222	9,730,941	5:5	41,512,741	62,928,904	※ 128,401	1.10%
特別区	20,658,446	10,114,102	7:3	22,041,134	52,813,682	3,682,161	17.82%
市町	5,654,276	1,992,715	7:3	2,790,405	10,437,396	966,565	17.09%
島しょ	363,454	293,194	6:4	—	656,648	31,742	8.73%
合計	38,361,398	22,130,952	6:4	66,344,280	126,836,630	4,808,869	12.54%

※建設局 未回答